

〈ひろぎん〉悠々定期預金

1. 商品名（愛称）	<ひろぎん> 悠々定期預金
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	・ 定型方式のみ 1年・2年・3年・4年・5年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（利息受取）の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	<p>預入時の自由金利型定期預金の(大口定期預金)の店頭表示の利率を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間利払1ヵ月毎の場合 中間利払日（預入日から1ヵ月毎応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 中間利払2ヵ月毎の場合 中間利払日（預入日から2ヵ月毎応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 中間利払3ヵ月毎の場合 中間利払日（預入日から3ヵ月毎応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 中間利払6ヵ月毎の場合 中間利払日（預入日から6ヵ月毎応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×100%）により計算します。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算</p>
7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率です。 ・ 証書式の取扱いはできません。
9. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、自由金利型定期預金に準じます。 既に中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息の合計額）と中途解約利息との差額を精算します。
10. 金融商品販売法における重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12. 紛争に関する事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p>名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>